

派遣労働者の最低賃金

派遣元の事業場の所在地にかかわらず、派遣先の最低賃金が保障されます！

派遣先の事業場が別の都道府県にある例



最低賃金の確認の方法

確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較しよう。

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。（※2）

1 時間給の場合

時間給

円

≧

最低賃金額(時間額)

円

2 日給の場合

日給

円

÷

1日の平均所定労働時間

時間

=

時間額

円

≧

最低賃金額(時間額)

円

3 月給の場合

月給

円

÷

1か月の平均所定労働時間

時間

=

時間額

円

≧

最低賃金額(時間額)

円

4 上記1,2,3が
組み合わせられている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が月給の場合

① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額（時間額）

使用者のみなさまへ 使用者は、最低賃金額などを作業場のみえやすい場所に周知する必要があります。

事例1 ●●県で働くAさんの場合（月給のみの場合）

① Aさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、 208,000円-8,000円=200,000円	基本給（月給） 175,000円 職務手当（月給） 25,000円 通勤手当（月給） 8,000円 合 計 208,000円 1か月の平均所定労働時間 160時間 ●●県 最低賃金額 1,000円
② この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、 200,000円÷1か月の平均所定労働時間（160時間）=1,250円>1,000円 であり、最低賃金額以上となっています。	

事例2 ▲▲県で働くBさんの場合（日給と月給の組み合わせの場合）

① 基本給（日給）を時間額に換算すると、 6,000円÷1日の所定労働時間（8時間）=750円	基本給（日給） 120,000円 （=6,000円×20日） 職務手当（月給） 24,000円 通勤手当（月給） 8,000円 合計 152,000円 1日の所定労働時間 8時間 1か月の平均所定労働時間 160時間 ▲▲県 最低賃金額 1,000円
② Bさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、職務手当（月給）を時間額に換算すると、 24,000円÷1か月の平均所定労働時間（160時間）=150円	
③ 上記①と②を合計すると、 750円+150円=900円<1,000円 であり、最低賃金額未満となっています。	

（※1）最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精査動手当、通勤手当および家族手当
（※2）詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

地域別最低賃金額一覧（47都道府県）

（ ）内は、令和4年に改定された最低賃金額

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日	都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
北海道	960 (920)	40	令和5年 10月1日	滋 賀	967 (927)	40	令和5年 10月1日
青 森	898 (853)	45	令和5年 10月7日	京 都	1,008 (968)	40	令和5年 10月6日
岩 手	893 (854)	39	令和5年 10月4日	大 阪	1,064 (1,023)	41	令和5年 10月1日
宮 城	923 (883)	40	令和5年 10月1日	兵 庫	1,001 (960)	41	令和5年 10月1日
秋 田	897 (853)	44	令和5年 10月1日	奈 良	936 (896)	40	令和5年 10月1日
山 形	900 (854)	46	令和5年 10月14日	和歌山	929 (889)	40	令和5年 10月1日
福 島	900 (858)	42	令和5年 10月1日	鳥 取	900 (854)	46	令和5年 10月5日
茨 城	953 (911)	42	令和5年 10月1日	島 根	904 (857)	47	令和5年 10月6日
栃 木	954 (913)	41	令和5年 10月1日	岡 山	932 (892)	40	令和5年 10月1日
群 馬	935 (895)	40	令和5年 10月5日	広 島	970 (930)	40	令和5年 10月1日
埼 玉	1,028 (987)	41	令和5年 10月1日	山 口	928 (888)	40	令和5年 10月1日
千 葉	1,026 (984)	42	令和5年 10月1日	徳 島	896 (855)	41	令和5年 10月1日
東 京	1,113 (1,072)	41	令和5年 10月1日	香 川	918 (878)	40	令和5年 10月1日
神奈川	1,112 (1,071)	41	令和5年 10月1日	愛 媛	897 (853)	44	令和5年 10月6日
新 潟	931 (890)	41	令和5年 10月1日	高 知	897 (853)	44	令和5年 10月8日
富 山	948 (908)	40	令和5年 10月1日	福 岡	941 (900)	41	令和5年 10月6日
石 川	933 (891)	42	令和5年 10月8日	佐 賀	900 (853)	47	令和5年 10月14日
福 井	931 (888)	43	令和5年 10月1日	長 崎	898 (853)	45	令和5年 10月13日
山 梨	938 (898)	40	令和5年 10月1日	熊 本	898 (853)	45	令和5年 10月8日
長 野	948 (908)	40	令和5年 10月1日	大 分	899 (854)	45	令和5年 10月6日
岐 阜	950 (910)	40	令和5年 10月1日	宮 崎	897 (853)	44	令和5年 10月6日
静 岡	984 (944)	40	令和5年 10月1日	鹿児島	897 (853)	44	令和5年 10月6日
愛 知	1,027 (986)	41	令和5年 10月1日	沖 縄	896 (853)	43	令和5年 10月8日
三 重	973 (933)	40	令和5年 10月1日	全国加重平均額	1,004 (961)	43	

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

WEBで
確認！

最低賃金に関する特設サイト

最低賃金制度

検索

賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。

検索

確認しよう、最低賃金！

事業者も、
労働者も、
お互いに。

会社員、パート、
アルバイトの方、
学生さんなど
働く人すべての人と
雇う人のためのルールです。

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金
最大
600万円を
助成

「最低賃金制度」は、働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことです！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

最低賃金額以上を支払わないと…

使用者が労働者に対して最低賃金額未満の賃金を支払った場合には、最低賃金額との差額を支払わなければなりません。また、仮に最低賃金額より低い賃金額を労働者と使用者の合意の上で定めても、それは最低賃金法によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。地域別最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には、罰金（50万円以下）が定められています。

最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定最低賃金」があります。

すべての労働者に適用

すべての使用者が遵守

都道府県ごとに設定

地域別最低賃金

内容
都道府県ごとに、最低賃金額が定められています。
適用される者
年齢や正社員、契約社員、パート、学生アルバイト、嘱託などの雇用形態や呼称にかかわらず、すべての労働者に適用されます。

特定最低賃金※

特定地域内の特定産業について定められています。

例えば、

北海道なら乳製品製造業

愛媛県なら各種商品小売業

愛知県なら自動車（新車）小売業

岡山県なら鉄鋼業

など

特定最低賃金の詳細は

※地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者に対して、使用者は高い方の最低賃金を支払わなければなりません。

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

業務改善助成金

最大600万円を助成

詳しくは、[こちら](#)

「業務改善助成金」とは

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

1 支給の要件

- 事業場内最低賃金の引上げ
- 引上げ後の賃金額の支払い
- 生産性向上に資する機器・設備などを導入
- 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に要した費用の一部を助成

概要を動画でチェック！

助成金支給までの流れ

- 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
- 支給

手続きを動画でチェック！

助成の概要

事業場規模50人未満の事業場の申請を行う事業者は賃金引上げ後の申請も可能です。詳しくはウェブサイトをご確認ください。

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額（※5）	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円(60万円)	事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内	事業場内最低賃金900円未満（※2）9/10
		2～3人	50万円(90万円)		
		4～6人	70万円(100万円)		
		7人以上	100万円(120万円)		
		10人以上（※1）	120万円(130万円)		
45円コース	45円以上	1人	45万円(80万円)		
		2～3人	70万円(110万円)		
		4～6人	100万円(140万円)		
		7人以上	150万円(160万円)		
		10人以上（※1）	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円(110万円)		
		2～3人	90万円(160万円)		
		4～6人	150万円(190万円)		
		7人以上	230万円		
		10人以上（※1）	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円(170万円)		
		2～3人	150万円(240万円)		
		4～6人	270万円(290万円)		
		7人以上	450万円		
		10人以上（※1）	600万円		

（※1）10人以上の上限額区分は、以下の①～③のいずれかに該当する事業場が対象となります。
①賃金要件：事業場内最低賃金920円未満の事業場 ②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年、前々年又は3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者 ③物価高騰等要件：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3ヶ月間のうち任意の1月における利益率が3%ポイント以上低下している事業者
（※2）対象は地域別最低賃金900円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が900円未満の事業場です。
（※3）対象は地域別最低賃金900円以上950円未満の地域のうち、事業場内最低賃金が900円以上950円未満の事業場です。
（※4）生産性要件を満たした場合、ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。
（※5）①書きの助成上限額は、事業場規模30人未満の事業場の申請を行う事業者が対象です。

相談窓口

業務改善助成金コールセンターを開設しましたので、お気軽にお問い合わせ下さい。

電話番号 **0120-366-440** 受付時間 平日8:30～17:15

専門家による無料相談を実施しています。

[詳しくは、こちら](#)

業務改善事例 ①

セミセルフPOSレジの導入によるレジ業務の効率化

企業概要／所在地：熊本県 従業員数：24人 事業：生鮮食品小売業

課題

購入代金や釣銭の受け渡しまでをすべて従業員が行っていたため、顧客の多い時間帯でレジ待ちの行列ができる状況だった。

対応

レジ業務を効率化し、お金に直接触れずに衛生的に業務ができるように、セミセルフPOSレジを導入した。

代表者の悩み

レジの精算業務を効率化したい。

導入前

レジ待ちの行列が大変

導入後

助成金を活用し、セミセルフPOSレジを導入

時間給52円アップ

回転率向上

成果

金銭の受け渡しミスがなくなり精算が約1.5倍の速さに

さらなる工夫
各冷蔵ケースの本体電源をこまめにOFFにしたり、同業他社と比べ営業時間を短くしつつ商品を売りつくすようにしたりし、廃棄ロスや保管設備費の削減につなげている。

実施概要

商品のバーコード読み取り後の購入代金や釣銭の受け渡しを顧客が機械で行うようにしたことにより、精算時間が短縮し、同じ時間でより多くの精算処理をすることができた。

成果

レジ業務の削減によって生産性が向上し、23人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を52円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金以外の従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ

労働局の助成金担当者から聞いた

業務改善事例 ②

巡回や介助を効率化する機器と新たな福祉車両の導入により業務負担を軽減

企業概要／所在地：山形県 従業員数：16人 事業：介護事業

課題

利用者の睡眠状態などが事務室からでは把握できず、またトイレや入浴の介助の際に職員の待機時間が長くなることがあった。また福祉車両が小さく、車いすの種類によっては載せられなかった。

対応

利用者の睡眠状態を事務室のモニターで確認でき、利用者や他の職員がボタンで職員を呼べるような機器（ベッドセンサー、ワイヤレスコール）とあらゆる車いすを電動で載せられる新型福祉車両を導入した。

代表者の悩み

職員の業務負担を機器の導入によって軽減したい。

導入前

巡回や介助が大変

福祉車両が小さく大変

導入後

助成金を活用し、ヘッドセンサー、ワイヤレスコール、新型福祉車両を導入した。

モニター管理で負担の軽減

時間給134円アップ

車いすを1人で車両に

成果

巡回、介助、送迎の負担が軽減された

さらなる工夫
削減できた時間で、記録作成、備品管理、他の利用者の介助等が可能になった。

実施概要

ベッドセンサーとワイヤレスコールの導入により、遠隔でのモニター管理が可能になり、巡回や介助が1日の合計で約6時間削減された。さらに、どのような車いすでも電動にて1人で車両に載せられるようになった。

成果

巡回や介助等の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を134円引き上げた。さらに事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ

県の介護事業担当部署からの提案

働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

[詳しくは、こちら](#)